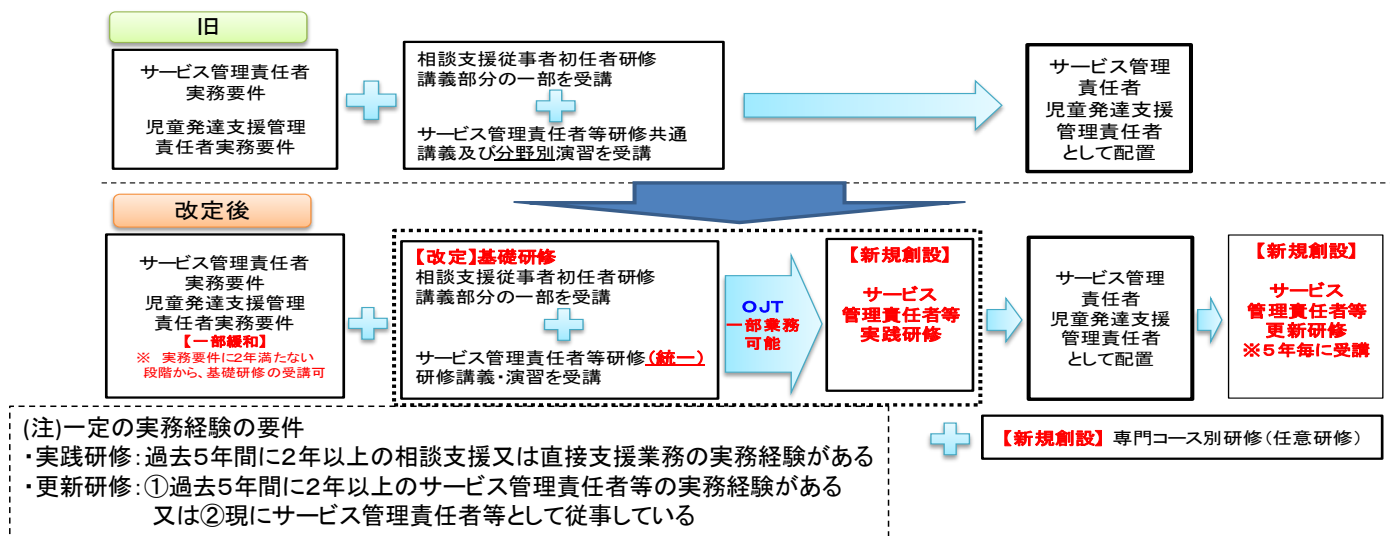
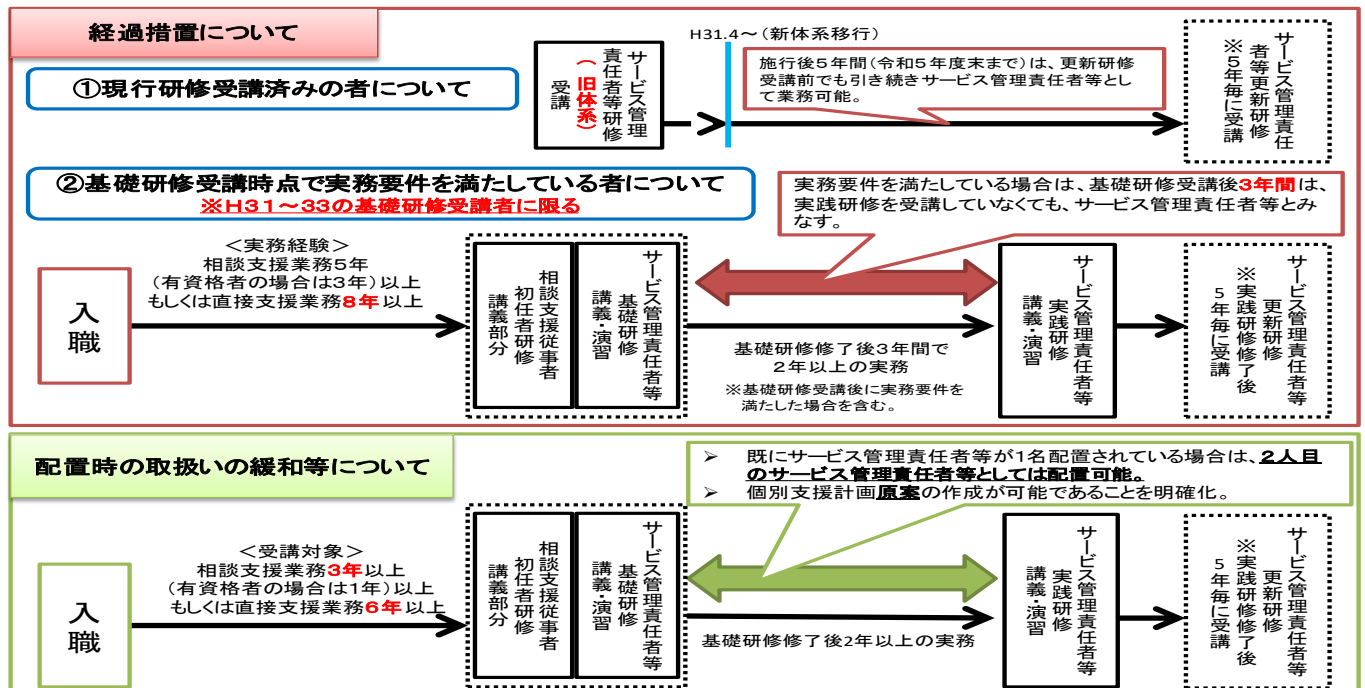


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
- ※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
- ※新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



- 実務要件については、別添2・3の一覧表を参照してください。
- 「相談支援従事者初任者研修講義部分」について、京都府では相談支援従事者初任者研修**3日コース**がこれに該当します。
- 相談支援従事者初任者研修の受講に当たっては、今回のサビ管基礎研修の申込とは別に、**令和7年5月30日(金)までに**相談支援従事者初任者研修への申込みが必要です。
詳しくは4月初旬にワムネット京都府センターへ掲載予定の実施要領を御確認ください。